

令和2年第10回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月23日(金) 午後4時00分から午後5時00分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

11番 水谷 茂樹 (会 長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (1人) 川瀬 崇

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	澤田正人	藤崎正雄
第 2	会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事	
第 3	農政報告		
第 4	会務報告		
第 5	議事参与の制限	有り (善岡委員)	
第 6	報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第 7	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第 8	議案第31号	現況証明の交付について	
第 9	議案第32号	令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について	

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長 議会まちづくり等特別委員会終了次第出席

事務局長（南）	<p>只今から、令和2年第10回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、川瀬委員が葬儀のため欠席し、10名の委員が出席し、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>収穫作業お疲れ様でした。大豊作だったのは大変喜ばしいのですが、今年は、北竜町の中心を担っている世代の不幸が相次ぎまして残念ではありません。</p> <p>心よりお悔やみ申し上げます。</p> <p>是非皆様もいろいろな事に十分注意され、活躍して頂きたいと思っております。</p>
議長	<p>これより令和2年 第10回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>日程第1 署名委員の選出について</p> <p>澤田委員・藤崎委員の兩名を指名させていただきます宜しくお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議長	<p>日程第3 農政報告 細川産業課長が議会の委員会に出席しておりますが局長の方で何かありますか。</p>
事務局長	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは、日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>9月18日 第9回農業委員会総会 すこやかセンターで開催全委員出席です。以上です。</p>

議長

日程第5 議事参与の制限が、議案第32号で善岡委員にかかります。

議長

続きまして、
日程第6 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和2年10月23日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-5 相続

権利取得者 碧水

権利移譲者 父親

平成8年11月26日死去し、相続しました。

土地の所在は、岩村386番地の畑ほか2筆です。

合計面積 29,905㎡です。

が亡くなったとき、この3筆を以外は、相続が終了しておりますが、この3筆は、相続漏れとなっていました。

当時、北電の鉄塔を建てるため、北電の方に相続登記手続きの依頼をしておりましたけれども、この三筆が登記漏れとなっております。

この場所は、北雨農地開発の畑です。資料の1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

つづきまして、7ページをご覧ください。

受理番号 2-6 相続

権利取得者 板谷

権利移譲者 息子の

令和2年9月4日死去し、さんが、相続しました。

土地の所在は、和38-12の田ほか1筆です。

合計面積 13,260㎡です。

和 38-12 の土地は、平成 29 年 12 月に
に売買した土地であります。

また、和 38-26 は、平成 29 年 12 月に
に売買した土地です。

資料の 2 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

質問等ございますか。

委 員

【意見無し】

議 長

日程第 7 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明願います。

事務局長

8 ページをお開き下さい。

議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 2 年 10 月 23 日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-売-18

買主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

売主 岩村 さん

売買による所有権移転です

移転の時期は、令和 2 年 10 月 23 日

対価の支払期限は、令和 2 年 12 月 14 日

売買金額は、円です。

前回総会で、買入協議を要請した土地です。

土地の所在は、岩村 119 番地 3 他 2 1 筆で、田で 20 筆、畑で 2 筆です。

合計面積は、78,581.89 m²です。

資料の 3 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号2-売-18について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号2-売-18について承認いたします。

議長

次に番号2-売-19と2-売-20について関連性があります
ので続けて説明願います

事務局長

10ページをお開き下さい。

番号2-売-19

買主 板谷

売主 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

買主の経営状況は記載のとおりです。

売買による所有権移転です

移転の時期は、令和2年10月26日

対価の支払期限は、令和3年3月5日

売買金額は、円です。

土地の所在は、旧所有者は、

です。

板谷129番地11他7筆で、田で7筆、畑で1筆です。

合計面積は、133,173㎡です。

次の11ページをご覧下さい。

番号2-売-20

買主 売主については、先ほどと同じなので省略します。

経営状況についても省略します。

売買による所有権移転です

移転の時期は、令和2年10月26日

対価の支払期限は、令和3年3月5日

売買金額は、円です。

土地の所在は、旧所有者は、
です。

板谷86番地5他12筆で、地目は全て田です。
合計面積は、83,852㎡です。
資料の4ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
なおこの2件は、早期買い戻しとなります。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

澤田委員

早めの買い戻しと説明がありましたが本人の希望ですか。

滝上推進員

本人の希望です。

澤田委員

早期の買い戻しは、いつから可能ですか。

滝上推進員

公社の賃料が、例えば10回払いならば、5回以上支払えば可能です。
5年だったら3回以上と言うことになりまして、早期売り渡しは可能です。

議長

他にありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号2-売-19と2-売-20について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号2-売-19と2-売-20について承認いたします。

議 長

日程第8 議案第31号 現況証明の交付について説明願います。善岡代理に議事参与の制限が掛かりますのでよろしくお願い致します。

事務局長

12ページをお開き下さい。

現況証明の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和2年10月23日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

届出人は、深川市 土地家屋調査士・司法書士 大野 仁

証明理由は、地目変更登記ためです。

場所は、三谷 63-16 地目は公募用悪水路、現況は田です。面積 111 m²です。

もう一つは、竜西 99-5 地目は公募用悪水路、現況は田（畦）です。面積 271 m²です。

所有者は、XXXXXXXXXXです。

資料の5ページに位置があり、資料6ページと7ページに航空写真と現地を撮影した写真を添付してあります。

高田委員に、場所を確認してもらっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

現況証明にについて承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

届け出のあった現況証明にについて承認いたします。

議 長

善岡代理の議事参与の制限を解きます。

議長 細川課長が、戻りました。農政報告がありますか。

参与（細川） 10月3日に「新米まつり」を今年も開催しました。
コロナの影響で開催時間を短くしており、そば道場の出店、ジנגスカンの無料提供等をやらなかったのですが、売り上げは、257万2800円の売り上げで、昨年より約10万円程度売り上げが増えている状況です。

議長 10月15～16日「空知フェア」が札幌駅どさんこプラザで物販をしてまだ正確な数値をおさえていませんが、昨年より増えているということでご報告致します。

事務局長 今年、札幌大通り公園で開催しております「オータムフェスティバル」は、コロナのため行っておりませんが、インターネットでやっております、それにつきましても思った以上に売れています。
11月の時点では、ちゃんと報告が出来ると思います。
そのような状況でPRをしていますということでご報告します。

議長 売り上げが増えている理由は何かあるのでしょうか。
リピーターなのでしょうか。

課長 そうですね、リピーターは多いと思います。

北清委員 「新米まつり」の送りは増えたということですか。
昨年は、30数件でしたが、今年は100件増えて売り上げも14万円～15万円上がったとの事です。

議長 一度食べた人が送ってあげたということ。

北清委員 そうですね。

議長 米がおいしいからでしょうか。

北清委員 結構、町外からも来ており、売り上げ自体は毎年右肩上がりであります。

今年は、コロナで売り上げが下がり、無理だと言っていましたが昨年より良かった結果となりました。

議長

大変喜ばしいご報告でありました。

議長

日程第9 議案第32号 令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について説明願います。

事務局長

議案第23号 令和3年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農用等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に、推進するため別紙のとおり意見書を北竜町長に提出する。

令和2年10月23日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

このことについて、担当しました手嶋主事より説明致します。

手嶋主事

議案の15ページをお開き下さい。

農業委員会等に関する法律の第38条に載っている様に農地等の利用最適化の推進に関して市町村等に意見書の提出が出来ると言うことで、前々から会長等が出来れば意見書の提出をした方が良くと言うことで今回意見書を作成し提案しました。

本来であれば、農業委員さんから意見を集めて作成すべきなのですが、今回意見書の作成に着手するのが遅れてしまい、もう10月になりましたので、今回について案と言うかたちで事務局の方で作成しました。

来年以降もこの意見書の提出を続けていくなれば、もっと早い時期に農業委員の皆様にご意見を集約して頂いて意見書を作成したいと思っております。

今回議決した意見につきましては、可決されれば、会長の方から町長に提出させて頂きたいと思っております。

意見書の中身については、ご覧のとおりになっています。

この意見書提出は、近隣では砂川市しかしておりません。本州では、市や町では提出をしているところが多いです。

本来ならば、農業者から意見を直接取り入れ、農業全般について意見を提出することになっております。

この意見書は、あくまでも案でありまして中身について意見を増やしてほしいとか審議して頂きたいと思っております。

以上です。

議 長

時間の無い中で、手嶋主事が案を作ってくれました。
皆さんの方で要望等が、有りましたらお願い致します。

私も最初に素案を読んでちょっと物足りないと言う部分も確かにあります。

ちょっと時間が足りなかったなので、これから勉強を兼ねながら来年以降また皆さんの意見をとりまとめてやりたいと思います。

澤田委員

意見書は、総体的に羅列みたいなかたちでなくて、テーマ別に具体的に内容を書いてもかまわないのでしょうか。

手嶋主事

そうですね、今回知識不足でこの様なかたちでしか作ることが出来なかったのですが、意見があれば言ってほしいと思います。

議 長

意見書形式については、基本的なものは無いです。

澤田委員

色んな事をかいてあって、網羅はされていますが、もっと具体的に書けるのであれば、具体的に書いて良いのかと思いました。

議 長

まだ修正がききますので、要望がありましたら、遠慮無く言って下さい。

それぞれ、自分の意見があると思いますので、意見を付け加える事も可能です。

後ほど何かありましたら、私または事務局に連絡をお願い致します。

期限をいつまでにしますか。

手嶋主事

なるべく10月中までとしたいです。

議 長

来週中までには追加要望が有ればお願いします。

議 長

とりあえず採決致します。
原案どおりで宜しいでしょうか。
承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

では原案どおり可決いたします。

以上で第10回農業委員会総会終了致します。